

年 金 定 期 預 金 規 定

この預金はスーパー定期預金1年ものです。

1. (預金の支払時期)

この預金は、表面記載の満期日以後にお支払いします。

2. (利息)

(1) この預金の利息は預入日から満期日の前日までの日数および証書表面記載の利率によって計算し満期日以後にこの預金とともにお支払いします。

(2) この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を定期預金共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合には、利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

A 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率

B 6ヶ月以上1年未満 表面記載の利率×50%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日で計算します。

この他、「定期預金共通規定」を参照ください。

以上